

第一号様式（第1条関係）

日本船舶・船員確保計画の認定申請書

平成25年4月〇〇日

国土交通大臣 〇 〇 〇 〇 殿

住 所 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3  
氏名又は名称 ABC海運株式会社  
代表者の氏名 代表取締役社長 国土太郎◎

海上運送法第35条第1項の規定により、下記の日本船舶・船員確保計画の認定を申請します。

記

注. 以下の各項目について本記載例を参考にして下さい。なお、本記載例の各表等については別添としても結構ですし、また、各表の項目が網羅されている場合には既存資料を使用して頂いて結構です。

1. 日本船舶及び船員の確保の目標

本計画では、計画期間中において以下の事項を達成することを目標とする。

- ① 外航日本船舶の隻数について、計画開始日（4隻）と比較して計画期間の終了時点において2.2倍以上（9隻）とする。
- ② 準日本船舶の隻数については、計画期間の終了時点において16隻とする。
- ③ 計画期間中、3級海技士免許取得のための乗船実習訓練を、合計25人を対象として実施する。
- ④ 計画期間中、外航日本人船員の数について、常時、外航日本船舶の隻数の4倍以上とする。
- ⑤ 計画期間中、日本人海技士の数について、常時、準日本船舶の隻数の2倍以上とする。

2. 計画期間

5年間（平成25年4月1日から平成30年3月31日まで）

3. 日本船舶・船員確保計画の認定により受けようとする支援措置

- 船員職業安定法の特例の適用（法第36条）
- 国による必要な資金の確保（法第37条）
- 課税の特例の適用（法第38条）

4. 日本船舶及び船員の確保の内容

(1) 外航日本船舶及び準日本船舶の確保

1) 外航日本船舶及び準日本船舶の確保に関する実施状況の概要

① 計画の概要

		合計	外航日本船舶					準日本船舶		
			所有船舶			借受船舶		増減		
			建造	その他	新規借受	その他				
計画開始日		4	2			2		-	-	
計画	1期	5	3	+1	±0	2	±0	±0	3 4	+3 +3
	2期	6	4	±0	+1	2	±0	±0	6 7	+3 +3
	3期	7	5	±0	+1	2	±0	±0	9 10	+3 +3
	4期	8	6	+1	±0	2	±0	±0	12 13	+3 +3
	5期	9	7	+1	±0	2	±0	±0	15 16	+3 +3
備考： (所有船舶) 第2期(+1)及び第3期(+1)は自社FOC船をフラッグバック予定。  計画期間内に増加させる外航日本船舶のうち、2隻を我が国造船所で建造することとする。										

- 注1. 上記表の計画開始日の欄には、計画開始日において申請者が所有し、又は他人から貸渡しを受けている日本船舶（船舶国籍証書の交付を受けた総トン数100トン以上のもので、専ら対外船舶運航事業又は対外船舶貸渡業の用に供されるものに限る。）の隻数を記載して下さい。
2. 上記表の外航日本船舶の第1期から第5期の欄には、各期の終了日において申請者が所有し、又は貸渡しを受けると見込まれる日本船舶（当該終了日までに船舶国籍証書の交付を受けると見込まれる総トン数100トン以上のもので、専ら対外船舶運航事業又は対外船舶貸渡業の用に供されるものに限る。）の隻数を記載して下さい。
3. 他人と共有している船舶又は共有する予定の船舶の場合は、申請者の持分に応じた隻数を記載して下さい（例：持分40%の場合は、0.4隻として記載）。
4. 準日本船舶の欄には、斜線の右下に申請者が認定を受けている準日本船舶の隻数を、左上にそのうちトン数標準税制の適用を受けることができる隻数（増加させた外航日本船舶の3倍の隻数）をそれぞれ記載して下さい。
5. 備考欄には、所有船舶及び借受船舶の「その他」欄に記載したものの内訳及び計画期間内に増加させる外航日本船舶のうち我が国造船所で建造する隻数を記載して下さい。

② 平成25年3月31日時点で所有し又は貸渡しを受けている外航日本船舶の一覧

船名	トンゼイ	トンゼイⅡ	トンゼイⅢ	トンゼイⅣ	
持分	100%	100%	0%	0%	
計画上の隻数	1	1	1	1	
国際海事機関船舶識別番号/船舶番号	9183893/ 135937	9183894/ 135938	9183895/ 135939	9183896/ 135940	
船種	LNG船	LNG船	LNG船	LNG船	
総トン数	90,500	90,500	90,500	90,500	
純トン数	78,000	78,000	78,000	78,000	
借受船舶の場合	借受先	—	—	△△社	□□社
	借受契約の種類	—	—	裸傭船	定期傭船
	借受期間	—	—	H16.4～H31.3 (15年間)	H16.4～H31.3 (15年間)
	船舶所有者	—	—	△△社	〇〇社(50%) △△社(50%)

注. 上記表には、①の表の前計画第4期の欄に記載した隻数に係る日本船舶について記載して下さい。

③ 平成25年3月31日時点で認定を受けている準日本船舶の一覧

船名	Jyun-nichi I
国籍	パナマ
国際海事機関船舶識別番号／船舶番号	9183893/ 135937
船種	タンカー
船舶所有者	ABC Maritime S.A.
認定日	平成25年2月8日

注. 上記表には、①の表の計画開始日の欄に記載した隻数に係る準日本船舶について記載して下さい。

(2) 船員の育成

① 訓練計画の概要

	本計画 開始日	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	合 計 第1-5期 (累計)
日本船舶の数	4	5	6	7	8	9	
準日本船舶の数	- 1	3 4	6 7	9 10	12 13	15 16	
日本船舶及び 準日本船舶の合計	4 5	8 9	12 13	16 17	20 21	24 25	
訓練者数	-	9	13	17	21	25	85
社船実習	-	1	3	7	7	7	25
他の訓練機 関への委託	-	8	10	10	14	18	60
訓練実施 予定期間		H. 25. 4 ～ H. 25. 9	H. 26. 4 ～ H. 26. 9	H. 27. 4 ～ H. 27. 9	H. 28. 4 ～ H. 28. 9	H. 29. 4 ～ H. 29. 9	

[参 考]

- 計画期間内の最低訓練者数 = 8 + 12 + 16 + 20 + 24 = 80名
- 計画期間内の訓練者数の合計 - 計画期間内の最低訓練者数 = 85 - 80 = 5名

② 訓練の内容

- 第1期（平成25年4月1日～9月30日（6ヶ月間））
  - ・ 商船系大学卒業予定者等9名に対し、3級海技士免許取得のための乗船実習訓練を実施予定。うち、8名については、（独）航海訓練所に委託予定。
- 第2期（平成26年4月1日～9月30日（6ヶ月間））
  - ・ 商船系大学卒業予定者等13名に対し、3級海技士免許取得のための乗船実習訓練を実施予定。うち、10名については、（独）航海訓練所に委託予定。
- 第3期（平成27年4月1日～9月30日（6ヶ月間））
  - ・ 商船系大学卒業予定者等17名に対し、3級海技士免許取得のための乗船実習訓練を実施予定。うち、10名については、（独）航海訓練所に委託予定。
- 第4期（平成28年4月1日～9月30日（6ヶ月間））
  - ・ 商船系大学卒業予定者等21名に対し、3級海技士免許取得のための乗船実習訓練を実施予定。うち、14名については、（独）航海訓練所に委託予定。
- 第5期（平成29年4月1日～9月30日（6ヶ月間））
  - ・ 商船系大学卒業予定者等25名に対し、3級海技士免許取得のための乗船実習訓練を実施予定。うち、18名については、（独）航海訓練所に委託予定。

(3) 船員の確保

① 外航日本人船員の確保に関する計画の概要

		外航日本船舶数	外航日本人船員数
本計画開始日		4	40
計    画	第1期	5	40
	第2期	6	40
	第3期	7	40
	第4期	8	40
	第5期	9	40

② 計画開始日において雇用している外航日本人船員の一覧

氏 名	船 員 手 帳	
	船員手帳番号	交付年月日
鈴木 一 郎	東京第020-3号	H18.9.20
...	...	...
...	...	...
...	...	...
...	...	...
...	...	...
...	...	...
...	...	...
...	...	...

③ 日本人海技士の確保に関する計画の概要

		準日本船舶数	日本人海技士数
計	第1期	3	8
		4	
画	第2期	6	14
		7	
画	第3期	9	20
		10	
画	第4期	12	26
		13	
画	第5期	15	32
		16	

注 上記表の日本人海技士数の欄には、準日本船舶の隻数に応じて確保する日本人海技士の数を記載して下さい。

④ 計画開始日において雇用している日本人海技士の一覧

氏 名	海 技 免 状	
	海技免状番号	有効期間
田 中 二 郎	第5300020001551号	H24. 2. 9～H29. 2. 8
...	...	...
...	...	...
...	...	...
...	...	...
...	...	...
...	...	...
...	...	...
...	...	...
...	...	...
...	...	...
...	...	...

注 上記表には、準日本船舶の隻数に応じて確保する日本人海技士数以上の数の日本人海技士の氏名等を記載して下さい。

⑤ 外航日本人船員の確保に関する具体的措置の内容

- ・ 新規採用を増加するため、商船系大学等における出前講座を行う。
- ・ 新規採用を増加するため、商船大学生等を対象とする乗船体験実習を行う。
- ・ 中途採用を増加するため、積極的な中途採用PRを行う。
- ・ 退職者の再雇用を促進するため、退職者のニーズに合わせて勤務日数等をフレキシブルなものとする等再雇用制度を改善する。
- ・ 各期において退職予定者数を上回る新規採用に努める。



5. 日本船舶及び船員の確保の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：百万円)

	項 目	自己資金	補助・助成金		借 入 れ	そ の 他	合 計
			国から の助成	その他 の助成			
第 1 期	日本船舶の建造1隻	1,500	0	0	3,500	0	5,000
	準日本船舶に係る測度3隻	6	0	0	0	0	6
	社船実習	2	0	0	0	0	2
	実習外部委託	12	0	0	0	0	12
第 2 期	日本船舶の建造0隻	0	0	0	0	0	0
	準日本船舶に係る測度3隻	6	0	0	0	0	6
	社船実習	5	0	0	0	0	5
	実習外部委託	17	0	0	0	0	17
第 3 期	日本船舶の建造0隻	0	0	0	0	0	0
	準日本船舶に係る測度3隻	6	0	0	0	0	6
	社船実習	11	0	0	0	0	11
	実習外部委託	19	0	0	0	0	19
第 4 期	日本船舶の建造1隻	1,500	0	0	3,500	0	5,000
	準日本船舶に係る測度3隻	6	0	0	0	0	6
	社船実習	11	0	0	0	0	11
	実習外部委託	28	0	0	0	0	28
第 5 期	日本船舶の建造1隻	1,500	0	0	3,500	0	5,000
	準日本船舶に係る測度3隻	6	0	0	0	0	6
	社船実習	11	0	0	0	0	11
	実習外部委託	38	0	0	0	0	38
合 計	日本船舶の建造	4,500	0	0	10,500	0	15,000
	準日本船舶に係る測度	30	0	0	0	0	30
	社船実習	40	0	0	0	0	40
	実習外部委託	114	0	0	0	0	114

注. その他欄には社債発行等を記載して下さい。

6. その他日本船舶・船員確保計画の実施に当たって特に留意すべき事項

(その他日本船舶・船員確保計画を説明するに当たり、必要と思われる事項を記載すること。)

注 少なくとも外航日本船舶1隻を用いて毎事業年度対外船舶運航事業を行う旨が明らかとなる内容を簡潔に記載して下さい。